資料１

令和８年度国民健康保険税の税率改定について

１　令和７年度の保険税率について

本市は、本協議会の答申を受け、令和７年度の保険税率について、平成３０年度以降、７年ぶりに改定を行いました。

令和７年度の保険税率（合計）は、前年度比で所得割が１.９４ポイント、均等割が１３,０００円の増で、標準保険税率との比較では、所得割で０.６３ポイント、均等割で１２,６４２円低くなっています（**表１**）。

表１　令和７年度の税率

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和６年度	6.80%	31,900円	2.05%	12,200円	1.50%	11,700円	10.35%	55,800円
令和７年度 標準保険税率	7.78%	47,683円	2.79%	16,838円	2.35%	16,921円	12.92%	81,442円
令和７年度	7.65%	39,400円	2.53%	14,500円	2.11%	14,900円	12.29%	68,800円
（前年度比）	0.85%	7,500円	0.48%	2,300円	0.61%	3,200円	1.94%	13,000円
（標準保険税率比）	-0.13%	-8,283円	-0.26%	-2,338円	-0.24%	-2,021円	-0.63%	-12,642円

２　今後の税率改定の方向性について

(1) 埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）

県内における国保財政の更なる安定化と被保険者間の公平性の確保を図るため、令和１２年度からの県内保険税水準の統一を目指す。市町村は、

①　令和８年度までに赤字とされる法定外一般会計繰入金を解消すること。

②　令和９年度には県が示す標準保険税率どおりの税率に合わせること。

(2) 令和６年度本協議会答申

①　国民健康保険制度の維持を図るため、税率改定を実施する必要がある。

②　改定時期・回数は、急激な税負担とならない毎年改正する方法が望ましい。

３　令和８年度の税率案

(1) 埼玉県から示された令和９年度標準保険税率推計例の税率を目標値とし、

①　令和８・９年度の２か年で均等に改定する（案１－①）

②　①に赤字（法定外一般会計繰入金）解消のため税率を上乗せする（案１－②）

表２　　案１

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和７年度	7.65%	39,400円	2.53%	14,500円	2.11%	14,900円	12.29%	68,800円
①令和８年度	8.70%	47,100円	2.87%	16,100円	2.46%	16,600円	14.03%	79,800円
前年度比	1.05%	7,700円	0.34%	1,600円	0.35%	1,700円	1.74%	11,000円
②令和８年度	― %	― 円	― %	― 円	― %	― 円	― %	― 円
前年度比	― %	― 円	― %	― 円	― %	― 円	― %	― 円
令和９年度 標準保険税率	9.76%	54,889円	3.21%	17,788円	2.81%	18,375円	15.78%	91,052円
令和７年度比	2.11%	15,489円	0.68%	3,288円	0.70%	3,475円	3.49%	22,252円

(2) 埼玉県から示された令和８年度標準保険税率どおりとする（案２）

１１月２０日現在、埼玉県から令和８年度標準保険税率等の秋の試算が示されていないため、県から通知があり次第、委員の皆さまにお示しいたします。

表３　　案２

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
令和７年度	7.65%	39,400円	2.53%	14,500円	2.11%	14,900円	12.29%	68,800円
令和８年度	― %	― 円	― %	― 円	― %	― 円	― %	― 円
前年度比	― %	― 円	― %	― 円	― %	― 円	― %	― 円

(3) 税率改定による保険税収入の見込み

表４　保険税収入の見込み

	令和７年度	令和８年度	増減額
案１―①	4,375,036,000円	4,624,758,000円	249,722,000円
案１―②	4,375,036,000円	― 円	― 円
案２	4,375,036,000円	― 円	― 円

４　今後の予定

今後、埼玉県から令和８年度標準保険税率及び納付金額（秋の試算）が示され次第、改めて税率等を算定した資料を委員の皆さまに送付する予定です。その際は、令和８年度からスタートする子ども・子育て支援金額（**参考資料１**）についても、税率等をお示しする予定です。また、送付した資料につきましては、内容について委員の皆さまからご意見をいただいた後、次回の会議で答申案をお示しする予定です。

※納付金とは

県は、市町村が保険給付に必要となる費用を、普通交付金として全額市町村に交付します。この普通交付金に必要となる費用を賄うため、市町村から納付金（国保事業費納付金）を徴収する仕組みとなっています。

納付金の額については、県が県内の保険給付費などの見込みを立て、市町村ごとの納付金を決定します。